

主 催：愛媛県信用漁業協同組合連合会

第19回「えひめ水産業WEBセミナー」

日 時：令和5年7月18日（火）15：00～17：00

次 第

1. 開会

2. 講演 第一部「海事代理士が教える基礎知識について」

海事代理士・行政書士 廣川 怜史 氏

第二部「身近な知的財産権と知っておきたい！トラブルを回避する方法」

INPIT 愛媛県知財総合支援窓口 窓口支援担当者 小西 早苗 氏

3. 閉会

愛媛県信用漁業協同組合連合会様

身近な知的財産権と 知っておきたい！トラブルを回避する方法

令和5年7月18日

**INPIT愛媛県知財総合支援窓口
2級知的財産管理技能士（特許管理業務）**

AIPE認定知的財産アナリスト

小西 早苗

※本資料を許可なく転載することを禁じます。

今日の話の内容

1. はじめに
2. 知っておきたい知的財産権
3. 身近な事例
4. 侵害を避けるために気をつけておきたいこと
5. INPIT愛媛県知財総合支援窓口の紹介

1-1. はじめに

〈知的財産権を理解しておく理由について〉

◇自社の商品やサービスのネーミングやロゴマークに似たような商標を勝手に使用されるというトラブルが増加しています。

例えば・・・① 自社商品のネーミングで**類似品が販売**されて、
品質が保証されていない商品（粗悪品）が出回ると・・・
不良品を回収  自社の信用が損なわれる

② 知らないうちに他社の**商標権を侵害**していた！？

1-2. はじめに

〈知的財産権を理解しておく理由について〉

◇インターネットによる著作権のトラブルが増加しています。

例) ①他のクリエイターの作品を模倣して著作権を侵害

②他社の意匠権や商標権を侵害



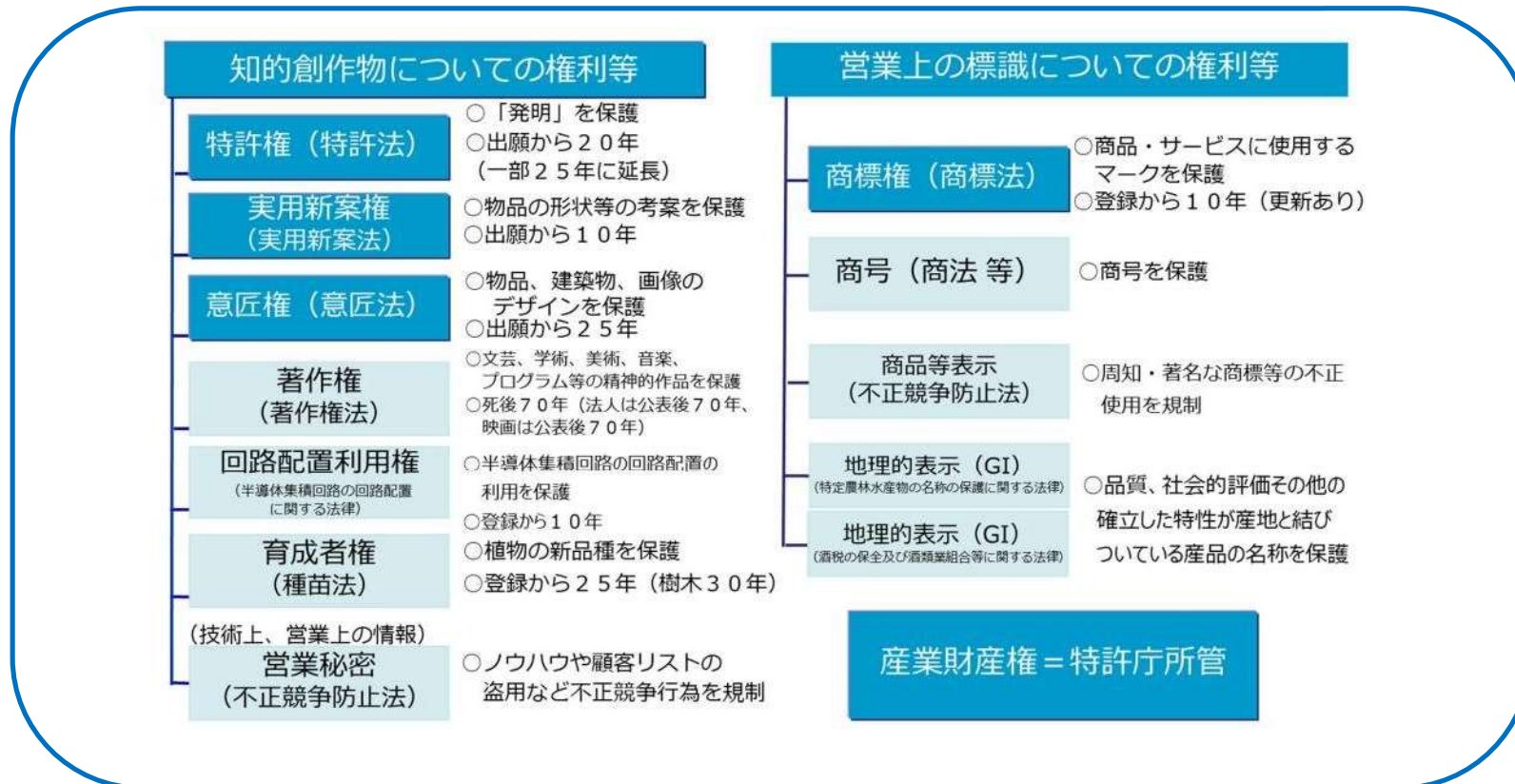
信用を損なう

さまざまなトラブルを避けるために！

自社・自分の身を守るために知的財産権を理解しておきましょう！

2-1. 知っておきたい知的財産権

〈知的財産権全体像です！〉



出典：特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2021_nyumon.html）

2-2. 知っておきたい知的財産権

〈ひとつの商品に複数の知的財産権があります〉

特許権

- リチウムイオン電池に関する発明
- 画面操作インターフェイス（ズーム・回転等）に関する発明
- ゲームプログラムの発明

実用新案権

- 電話機の構造に関する考案
- ボタンの配置や構造に関する考案

意匠権

- 美しく握りやすい曲面が施された携帯電話機のデザイン
- 携帯電話機の操作に用いる画面デザイン



商標権

- 電話機メーカーやキャリア各社が自社製品の信用保持のために製品や包装に表示するマーク

著作権

- キャラクター、ゲーム、音楽などの創作（表現）

出典：デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究
（平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究）

2-3. 知っておきたい知的財産権

〈知的財産権に関する商品の一例〉

プロダクト



資料提供: マツダ株式会社

パッケージ



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

クラフト



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

グラフィック※



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

※ここでは情報の可視化手法に着目して「グラフィック」としている。

インテリア



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

建築、都市・景観



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

2-4. 知っておきたい知的財産権

〈意匠権の一例〉

■ 保護の対象

意匠法が保護するのは「物品」、「建築物」、「画像」のデザイン

乗用自動車



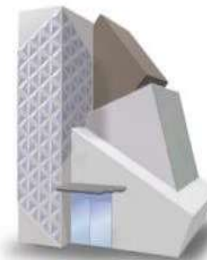
包装容器



ヘッドマウント
ディスプレイ



博物館



商品購入用画像



出典：特許庁ウェブサイト

(https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2021_nyumon.html)

2-5 ①. 知っておきたい知的財産権

〈商標権の一例①〉

文字商標

文字のみからなる商標

文字は、カタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等によって表される

(例)

SONY

商標登録第0618689号ほか

図形商標

写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標

(例)



商標登録第3085606号ほか

記号商標

暖簾（のれん）記号、文字を図案化し組み合わせた記号、記号的な紋章のこと

(例)



商標登録第1655435号ほか

立体商標

立体的形状からなる商標

例えば、実在又は架空の人物、動物等を人形のように立体化したもの

(例)



商標登録第4157614号

出典：特許庁ウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2021_nyumon.html)

2-5 ②. 知っておきたい知的財産権

〈商標権の一例②〉

結合商標

異なる意味合いを持つ文字と文字を組み合わせ
た商標や、文字、図形、記号、立体的形状の二
つ以上を組み合わせた商標

(例)



商標登録第5315304号

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する
商標のこと

例えば、テレビやコンピューター画面等に映し
出されて変化する文字や図形等

(例)



商標登録第5804316号

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法
により変化する商標のこと

(例)



商標登録第5804315号

出典：特許庁ウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2021_nyumon.html)

2-5 ③. 知っておきたい知的財産権

〈商標権の一例③〉

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標

（これまでの図形等に色彩が付されたものではない商標）であって、輪郭なく使用できるもののこと

例えば、商品の包装紙や広告用の看板等の色彩を付する対象物によって形状を変えて使用する色彩

（例）



（参考）（左）商標登録5930334号

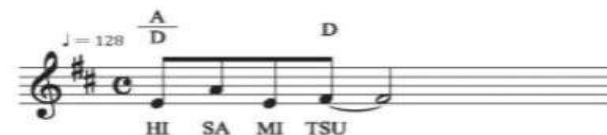
（右）商標登録5933289号

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のこと

例えば、テレビCMに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音等

（例）

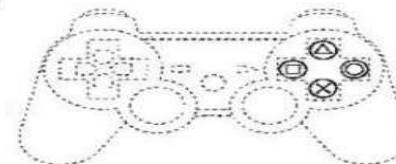


商標登録第5804299号

位置商標

図形等を商品等に付す位置が特定される商標のこと

（例）



商標登録第5858802号

出典：特許庁ウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2021_nyumon.html)

2-6①. 知っておきたい知的財産権

〈商標と著作権の関係〉

【商標とは】

商標とは、標章であって商品・役務に使用するものをいう。

【商標の機能】

- ・ 自他商品識別機能
- ・ 品質保証機能
- ・ 広告宣伝機能
- ・ 出所表示機能

図形やロゴマークなどは、
著作権と抵触する可能性があるため注意！

2-6②. 知っておきたい知的財産権

〈独占的権利の違い〉

登録により権利取得できる
独占的な権利

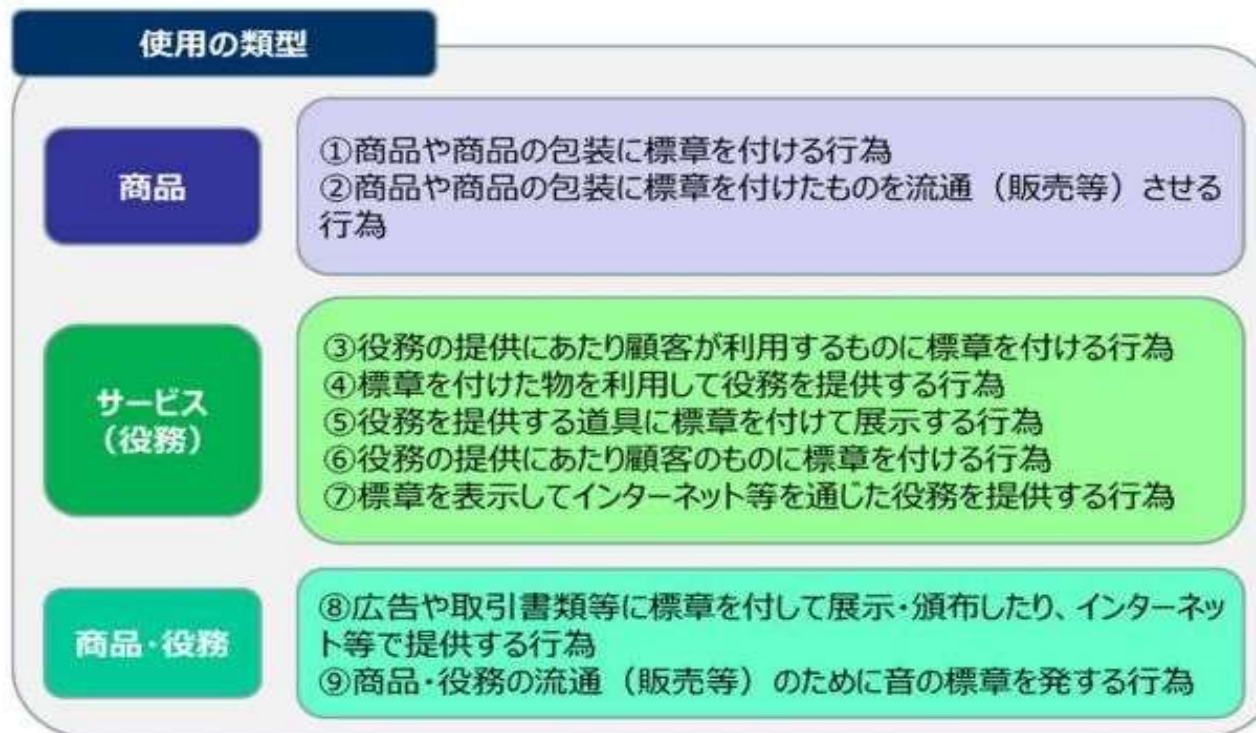
- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権
- 育成者権
- 地理的表示

登録なくとも権利が発生する
相対的な独占的権利

- 著作権
- 商品等表示
- 営業秘密

3-1. 身近な事例

〈商標はいろんなところで使用されています！〉



出典：特許庁 2022年度 知的財産権制度入門テキストより

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2022_nyumon/1_2_4.pdf

3 - 2. 身近な事例

〈商標は身近な存在！〉

商標とは：いわゆる自社商品と他社商品を区別するもの
自社の商品やサービスに使用する
名前やロゴマーク（図形）です。

例) ハンバーガー店の看板のマーク
お菓子やアイスクリームの名前
クリーニング後の袋に表示されている名前
タクシーの社名表示灯ほか

3－3．身近な事例

〈この商標は似ていませんか？〉

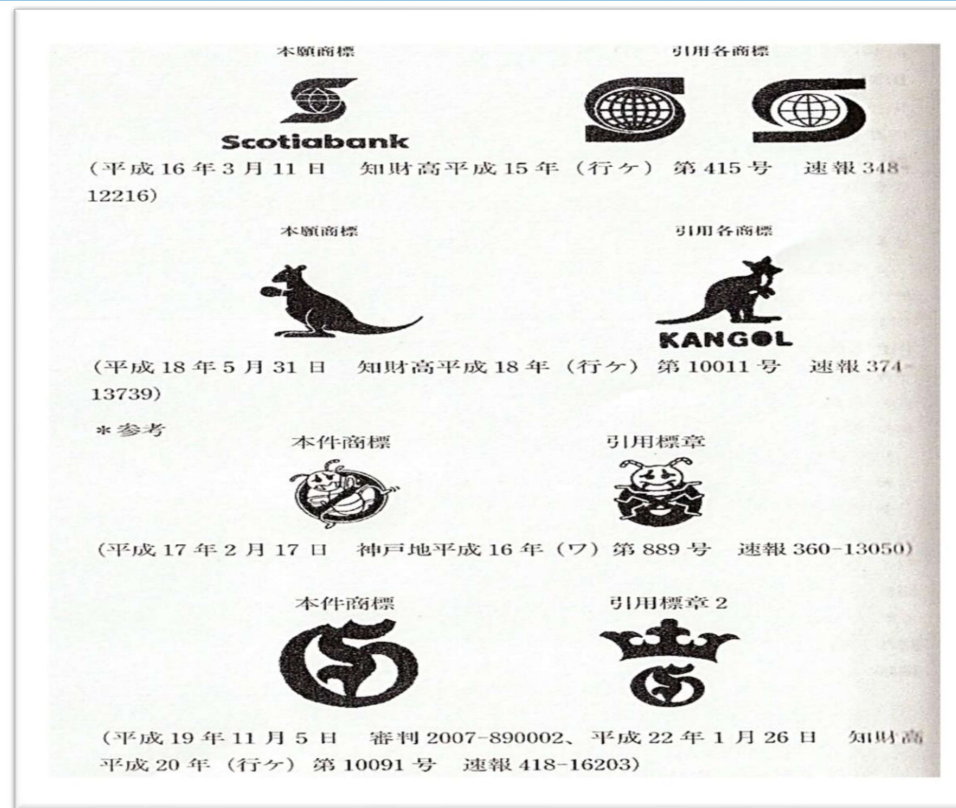
◇出所混同の恐れがあるもの
(例)



出典：特許庁 2022年度 知的財産権制度入門テキストより
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2022_nyumon/1_2_4.pdf

3-4 ①. 身近な事例

〈外観が類似するとされた事例：判決例〉



出典:実例で見る商標審査基準の解説 第八版 工藤莞司著

3-4 ②. 身近な事例

〈称呼上類似するとされた事例：判決例〉

「OLTASE・オルターゼ」：「ULTASE」

(昭和61年3月6日 東京高昭和60年(行ケ)第180号 審決取消集[昭和61年1788頁])

「BARICAR」：バルカー

(昭和61年3月12日 東京高昭和60年(行ケ)第170号 審決取消集[昭和61年1795頁])

「PHOENIX」：Felix

(昭和61年4月24日 東京高昭和60年(行ケ)第166号 審決取消集[昭和61年300頁]、
特許と企業210(86-6)57頁)

「京繡」：「京趣」

(昭和61年5月29日 東京高昭和60年(行ケ)第201号 審決取消集[昭和61年1799頁])

出典：実例で見る商標審査基準の解説 第八版 工藤莞司著

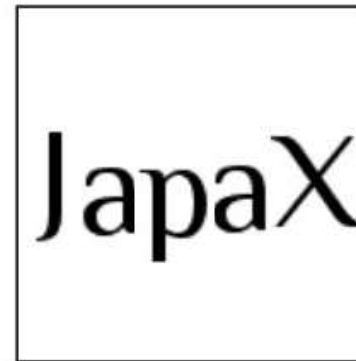
3-4 ③. 身近な事例

〈この商標は似ていますか？似ていませんか？〉

◇外観について類似する例



Japax



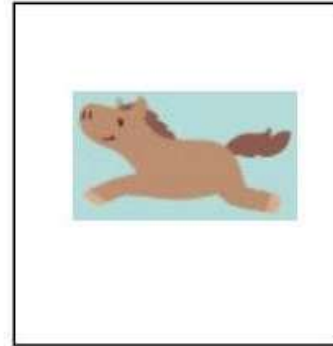
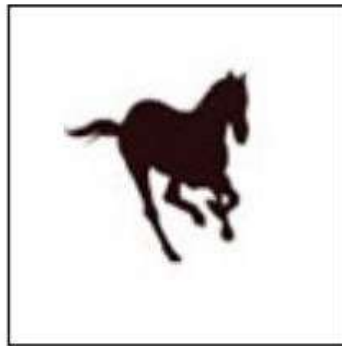
JapaX

(注) 例示は、外観についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない

3-4 ④. 身近な事例

〈この商標は似ていますか？似ていませんか？〉

◇外観について類似しない例

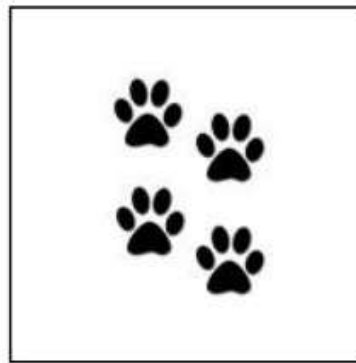


(注) 例示は、外観についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない

3-4 ⑤. 身近な事例

〈この商標は似ていますか？似ていませんか？〉

◇外観について類似しない例



(注) 例示は、外観についての類否の例であり、商標全体として、類否を判断したものではない

3-4 ⑥. 身近な事例

〈この商標は似ていますか？似ていませんか？〉

◇ 称呼について類似する例

- ① 「ダイ**ラ**マックス」：「ダイ**ナ**マックス」
- ② 「セレ**ニ**ティ」：「セレ**リ**ティ」
- ③ 「ビュー**プ**レックス」：「ビュー**フ**レックス」
etc

3-5 ①. 身近な事例

〈 他人の権利を侵害していませんか？ 〉

◇ SNSの普及により商標権侵害で訴えられるかも！？



出典：特許庁<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/service/document/index/h29-furoku2.pdf>

3-5②. 身近な事例

〈他人の権利に類似したネーミングやロゴを勝手に使用すると・・・！？〉

商標権侵害による事例

商品名が類似していた事例	人気菓子を製造・販売するA社が、B社が販売する菓子に対して、商品名が類似していることから自社の商標権を侵害しているとし、販売差し止めなどを求めた。	多額の損害賠償が請求されたが、最終的にはB社が以下の対応を行うことを条件に和解が成立した。 ● B社の菓子のパッケージデザインを変更する。 ● 販売地域を特定の地域に限定する。
店名と商品名が類似していた事例	大手食品メーカーが飲食店Cに対し、自社製品と同じ名称の店名を用いていることから、名称の使用差し止めと損害賠償を求めた。	店名を変更することで和解が成立した。飲食店Cはチェーン展開をしており、全ての店に対して店名変更の対応を余儀なくされた。
社名と商品名が類似していた事例	人気菓子を販売するD社の社名が、E社が取得していた商標権の侵害に該当するとして、社名の使用差し止め並びに損害賠償を求めた。	D社は社名変更及び数千万円の損害賠償の支払いを命じられた。
サービス名が同一であった事例	大手サービス事業者E社が提供を開始したサービスが、地方都市のF社が既に提供していた類似のサービスと同じ名称であったことから、F社が商標権を侵害されたとして名称の使用差し止めを求めた。	E社は一審で敗訴し、F社から商標権を買い取ることで和解が成立した。
個人経営の店名が大手チェーンと同一であった事例	地方の個人が経営する飲食店Gが、大手飲食チェーンH社と同一の店名を使用しているとして、店名の変更を求める警告を受けた。	Gは創業以来数十年にわたって同じ店名を使用していたが、店名の変更をせざるを得なかった。

商標権侵害が認められた場合、多額の損害賠償を請求される可能性があります。
和解が成立し、たとえ多額の損害賠償を免れたとしても既存製品の変更に伴う費用は計り知れません。

出典：特許庁<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/service/document/index/h29-furoku2.pdf>

4－1．侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈 商標権の効力はここまで及びます！ 〉

(参考) 商標権の効力

商標権の効力		自分が独占的に使用することができる 他人の使用を排除することができる		
商標権の効力が及ぶ範囲		商品又は役務		
		指定商品・役務	類似	非類似
商標	登録商標	独占的に使用 他人の使用を排除	他人の使用を排除	×
	類似	他人の使用を排除	他人の使用を排除	×
	非類似	×	×	×

〈例〉



※「Buffalo」と「バッハロー」は類似する商標と、また、「消しゴム」と「鉛筆」は類似する商品と推定しています。

出典：特許庁 2022年度 知的財産権制度入門テキストより

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2022_nyumon/1_2_4.pdf

4-2. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈事前に調査しておきましょう！〉

調査の手がかりは？

〈無料のデータベース〉

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)を活用しましょう



こちら

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

左上に (カタツムリ)のマークが目印です。

4-3 ①. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈検索をするにはどうすればいいの？〉



4-3 ②. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈検索をするにはどうすればいいの?〉

1. 商標にマウスを持ってくると6つぶら下がってきます



出典: 特許庁 https://www.jpo.go.jp/support/startup/shohyo_search.html#step01

4-3 ③. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈ネーミングの検索をしましょう！〉

2. 類似範囲まで検索をしましょう！

The screenshot shows the JPO Trademark Search page. At the top, there are tabs for '特許・実用新案' (Patent/Utility Model), '意匠' (Design), '商標' (Trademark), and '審判' (Appeal). Below the tabs, there is a search bar with the text '商標検索' (Trademark Search) and a 'ヘルプ' (Help) button. The main content area contains instructions on how to use the search function, including a note about OR search and a reference to the '類似検索' (Similarity Search) feature. Below the instructions, there are two radio buttons for '検索対象種別' (Search Target Type): '出願・登録情報' (Application/Registration Information) and '公報' (Official Gazette). The '出願・登録情報' option is selected and highlighted with a red box and a callout bubble labeled '(2) 出願・登録情報を選択' (Select Application/Registration Information). Below the radio buttons, there is a section for '商標(マーク)' (Trademark/Mark) with a 'キーワード' (Keyword) input field. The '類似検索' (Similarity Search) option is selected and highlighted with a red box and a callout bubble labeled '(3) プルダウンから 称呼(類似検索)を選択' (Select Similarity Search from the dropdown). The keyword input field contains the text '例) キヨチヨ' (Example) Kyochiyo.

出典: 特許庁 https://www.jpo.go.jp/support/startup/shohyo_search.html#step01

4-3 ④. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈キーワード検索の仕方〉

3. ネーミングをカタカナで検索します

(4) 称呼(読み方)を
全角カタカナで入力して検索

商標(マーク)

検索項目
称呼(類似検索) ▼

キーワード
例) キョヂョー

出典：特許庁 https://www.jpo.go.jp/support/startup/shohyo_search.html#step01

4-3 ⑤. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈別の方法でも検索してみましょう！〉

4. 漢字、ローマ字、ひらがなで検索します

出典：特許庁https://www.jpo.go.jp/support/startup/shohyo_search.html#step01

4-3 ⑥. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈検索の結果はこちら！〉

◇登録番号をクリックすると商標を見ることができます。

検索結果

No.	出願番号/ 登録番号/ 国際登録番号 ▲	商標見本	商標 (検索用)	称呼 基準	称呼 (参考情報)	区分	出願人/ 権利者/ 名義人	出願日/ 国際登録日 ▲ (事後指定日)	登録日 ▲	ステータス ▲	各種機能
2	登録5052317 (商願2006-094273)		INPIT	01	インビット	09 16 41 ...	独立行政法人 工業所有権情 報・研修館	2006/09/27	2007/06/08	 存続・登録・継続	経過情報 公報表示 URL
					...						経過情報 公報表示

出典: 独立行政法人工業所有権情報・研修館パンフレット <https://www.inpit.go.jp/content/100873460.pdf>

4-4. 侵害を避けるために気をつけておきたい事

〈商標権を取得することも手段のひとつ〉

◇商標権を取得するとこのようなメリットがあります

〈メリット〉

①商標権＝独占権 商標権を取得すると・・・

商標権者は、登録した商標を独占的に使用できる

商標権者以外は、同一・類似商標を使用できない

登録商標を営業ツールとして使用できる

②自社の信用を高めることができる

5. INPIT愛媛県知財総合支援窓口の紹介

INPIT愛媛県知財総合支援窓口では

さまざまな支援を無料でおこなっています！

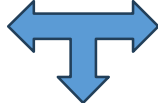
例えば・・・

次頁をご参照ください。

5. INPIT愛媛県知財総合支援窓口の紹介

〈知財について相談したい時は？〉

◇INPIT愛媛県知財総合支援窓口へ！

窓口支援担当者がヒアリング  課題を把握

課題に応じた知財活動を「無料」でご提案

例えば・・・支援内容については・・・こちら！
次頁へ

6. INPIT愛媛県知財総合支援窓口の紹介

〈窓口の支援の一例〉

- ・ 中小企業等において生み出された技術について
 - ①特許・実用新案・意匠・商標として権利化するのか
 - ②ノウハウとして秘匿化するのか
 - ③権利化後、他者にその技術を使わせるというオープン戦略でいくのか
 - ④独占するクローズ戦略とするのか
 - ⑤そのほか事業戦略、ブランディング、営業秘密管理、契約
etc

さまざまな知財に関するご相談に

経験豊富な企業OBや知財専門家が無料で対応いたします。

5. INPIT愛媛県知財総合支援窓口の紹介

知的財産関連(商標含む)・その他契約等に関する
ご相談は**INPIT愛媛県知財総合支援窓口**へ！



住所：松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛2F

一般社団法人 愛媛県発明協会内

INPIT愛媛県知財総合支援窓口

TEL:089-960-1118(代表)

Email:inpit-ehime12@ehime-hatsumei.or.jp

5. INPIT愛媛県知財総合支援窓口の紹介



知財総合支援窓口とは…

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口です。知財総合支援窓口は、各都道府県に設置しており、地域に根付いた支援を行っています。



「知財総合支援窓口」公式サイトはコチラから▶▶▶▶▶

利用者様の声や支援事例を多数ご紹介!!

知財ポータル 検索



訪問による
支援も実施します!



POINT1 窓口の支援担当者が
相談内容に応じてアドバイス!

経験豊富な企業OB等の支援担当者が、まずはお話を聴いて「経営」と「知的財産」の課題を把握します。

事業・知財戦略の策定助言や、それらの戦略に合った知財活動の方向性を無料でご提案します。

POINT2 各分野の専門家が
訪問や窓口で無料アドバイス!

企業の課題発見から、専門性を必要とする相談内容まで、専門家が支援担当者と協働してアドバイスをします。

事例1 海外展開



ベダル無しの幼児向け二輪車を開発した相談者様。海外からのオファーがあり対応の相談にいられました。海外展開知財支援窓口の専門家によるリスク管理・海外展開のアドバイス、外国出願補助金の活用、専門家（弁護士）による契約書作成支援を行い、海外展開を拡充しました。

事例2 営業秘密



白きくらのハウス栽培をされていた相談者様。商標出願の相談がきっかけでしたが、支援過程で栽培方法などに重要なノウハウを保有していることを認識され、営業秘密管理規程や秘密保持契約の重要性を認識し、規程を策定されました。

事例3 デザイン・ブランド



一番摘み海苔をメイン商品として販売していた相談者様。進物用として展開するためにデザインの専門家（デザイナー）を派遣してアドバイスをを行い、高級感のある製品に仕上げました。また、加工段階で発生する材料を利用した製品のネーミングを工夫して、新製品として仕上げました。

様々な支援機関・専門家と連携して支援いたします!

INPITの
専門窓口

- 産業財産権相談窓口(東京)
- 営業秘密・知財戦略相談窓口(東京)
- 海外展開知財支援窓口(東京)
- 産学連携・スタートアップ相談窓口(東京)
- 関西知財戦略支援専門窓口(大阪)

(注)工業所有権情報・研修館(INPIT)は、知財総合支援窓口の他に上記の5つの窓口による網羅的な支援を提供しています。

知財総合支援窓口

- 海外展開 ○販路開拓 ○技術相談 ○標準化
- 資金相談 ○補助金 ○地理的表示 ○デザイン・ブランド

主な
連携機関

- よろず支援拠点
- 商工会・商工会議所
- 中小企業支援センター ○中小機構
- JETRO ○日本規格協会
- 地方農政局 ○下請けこみ寺
- 自治体 ○公設試
- 大学・研究機関 ○金融機関 等



弁理士

出願手続や拒絶理由通知への対応支援、オープン&クローズ戦略についてのアドバイス



弁護士

警告を受けた場合や契約案件での法的なアドバイス、自社商標の侵害に対する対応策をアドバイス



ブランド専門家

商品やサービスの開発について、ブランド育成や販売戦略をコンセプト作りからアドバイス



海外知財専門家

海外企業との契約や海外展開に関する問題点についての解決策をアドバイス



中小企業診断士

販路開拓や資金調達、事業展開についてのアドバイス



デザイナー

商品デザイン開発について、市場・ユーザー・生産・コスト等の視点から多面的にアドバイス



営業秘密・知財戦略専門家

権利化/秘密化(オープン&クローズ)などの知財戦略や、営業秘密管理について、総合的にアドバイス



農林水産専門家

地域資源を活用した新たな付加価値の創出に向けて、6次産業化に関するアドバイス

ご清聴ありがとうございました

第19回「えひめ水産業WEBセミナー」

セミナー閉会

本日は、ご参加・ご視聴頂きまして誠にありがとうございました。

次回セミナーのご案内 日 時：令和5年8月29日（火）15：00～16：30

テーマ：「海洋プラ対策から地域活性化モデル構築について」

講師：株式会社エルコム

代表取締役社長 相馬 嵩央 氏

セミナーは、愛媛県信漁連ホームページ（オンラインセミナー）からお申込み頂けます。

皆様のご参加をお待ちしております。

（主催：愛媛県信用漁業協同組合連合会）